

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 三井アウトレットパーク滋賀竜王 蒲生郡竜王町大字薬師字砂山地先
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三井不動産株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 代表取締役 菰田正信
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 24,100 平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 2000 台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 20 台
 - エ 荷さばき施設の位置および面積 300 平方メートル
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 141 立方メートル
 - カ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 8 か所
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 33,755 平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 2,300 台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 30 台
 - エ 荷さばき施設の位置および面積 460 平方メートル
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 195 立方メートル
 - カ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 10 か所
- 4 変更年月日 平成25年7月1日
- 5 変更の理由 消費者ニーズの多様化に充分対応すべく、生活環境の変化を考慮した、品揃え豊かな店作りを図るため。
- 6 届出年月日 平成24年9月4日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口3
 - (2) 縦覧期間 平成24年9月19日から平成25年1月21日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成25年1月21日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1